

要望等記録一覧表（令和6年12月分）

No. 47	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	生駒市情報公開及び個人情報保護審査会の答申に係る質問について			
【要望等の概要】 要望者自身に関連する審査会の答申について、答申の内容の説明を書面で求める委員宛の請求書を持参された。審査会の事務局である総務課で説明したところ、「あんたらはこの答申を作成した人じゃないから、説明されても意味がない。」旨の主張をされ、請求書を受け取るよう要望された。				
【対応方針等の概要】 ・ 答申は生駒市長に対し行ったもの ・ 諮問は生駒市長からの依頼 ・ 生駒市長の裁決に対し不服がある場合は裁判になる。この答申の記述にも不服があれば裁判で物申してほしい と伝えましたが、納得されず、請求書を受け付けるよう主張されましたが、答申に対する質問を受け付ける法律や条例は無いため受け付けられないと説明し、持ち帰りいただきました。 後日、同じ内容の請求書を持参されましたが、同様の対応をしました。				
【担当部署】	総務課			